

仕 様 書

1 件名

令和4年度経済産業省厚生棟のリニューアルに係る基本設計図作成業務

2 履行期限

令和5年3月31日まで

3 履行場所

経済産業省が指定する場所

4 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、企業や行政を取りまく環境は一変し、テレワークやオンライン会議が普及し、働く人々のスタイルが大きく変わりつつあるとともに、オフィスに求められる機能や設備へのニーズも変化してきている。こうしたなか、経済産業省においても、厚生棟（職員や来庁者用の食堂や売店が並ぶエリア）が提供する機能や備えるべき設備等（食事やサービス、サービスの提供方法、新たなワークスタイルに合わせた施設・設備等）の大幅な見直しが求められている。

現在、経済産業省では令和7年度の厚生棟のリニューアルに向けて検討を進めており、これまでに基本コンセプトを作成したところ、本業務は、これを基に厚生棟施設の基本デザインを検討し、基本設計図を作成する業務である。

5 基本配置計画設計を行う改装施設の概要

（1）施設名称 経済産業省B1 厚生棟

※厚生棟＝経済産業省職員等の福利厚生や来庁職員への利便性向上のために使用している食堂、売店等が並ぶエリア

（2）施設の場所 東京都千代田区霞が関1-3-1

（3）予定している施設用途 食堂エリア、売店エリア（コンビニエンスストア）、新機能エリア（職員フリー執務スペース、書店スペース、カフェスペース）

（4）予定している施設面積 1,370.6m²

○食堂エリア 512.8 m²

○売店エリア（コンビニエンスストア） 240.7 m²

○新機能エリア 617.1 m²

（職員フリー執務・書店・カフェスペース）

（5）改装施設の現概要

①平面図 別紙1のとおり

- ②設備 一般照明、冷暖房設備（全館）、給排水設備、給排気設備、拡声装置
（受）、電話設備、スプリンクラー、火災報知器、電気設備、経済
産業省基板情報システム用無線LAN設備

（６）改装コンセプト

①全体コンセプト

経済産業省職員が今以上に気分良く、健康的に働けることに良い影響を与え、より効率的、創造的に業務に従事でき、組織全体のパフォーマンス向上にも寄与するための厚生棟への改装を行う。

○詳細は別紙２のとおり

○イメージは別紙３のとおり

※色合い等は必ずしもイメージ図どおりにしなくてもかまわないが、イメージ図のエリアやゾーンなどは変更しないこと。

○職員の主な意見は別紙４のとおり

②食堂コンセプト

◎昼食時には食堂として、それ以外の時間帯は打ち合わせなどができるスペースとして活用

○個人から複数人まで、食事の形態に合わせて最適な場所を選べる場所

○職員が民間企業等パートナーを呼んで食を通じた会話ができたり、関係性構築の入り口にも利用することができる

○建築上邪魔にならない箇所への電源整備

○固定席（ファミレス席）へのモニタ設置、キャスター付き大型モニタの配置

○その他として、別紙４を参照のこと

③新機能エリアコンセプト

◎コミュニケーション活性化の「場」として、職員一人ひとりが行きたくなる人間が本能的に持つ好奇心を刺激し、会話のきっかけや働きやすい・働きがいを感じるができるエリア

○職員同士や職員と省外関係者が多種コミュニケーションをとれる場所

○部局の内外や省外の関係者、異分野の書籍や情報にふれて発創転換と関係性の深化を図る

・カフェ、自動販売機、書店を併設

・可動式間仕切りなどを設置し多様な打ち合わせにも対応

○情報発信エリアとして

○その他として、別紙４を参照のこと

④サンクンガーデンコンセプト

◎サンクンガーデンは、別紙１のとおり厚生棟に面した野外の中庭である。

○サンクンガーデンの現図面は別紙５のとおり。

現在植栽されている高木、中木についてはそのまま生かしたものとすること。

○サンクガーデンについては、（６）①～③の厚生棟と一体として利用するものとし、別紙４のうち、サンクンガーデン部分を参照し、職員の意見を汲んだものとしたい。

６ 業務内容

（１）別紙３及び上記５．を参照に基本配置設計を行い、下記について作成することとする。

① 仕上表

新機能エリア、食堂に使用する床材・壁材を提案する

② 平面図

新機能エリア、食堂の平面図を作成する

③ 矩形図

新機能エリア、食堂の矩計図を作成する

④ 主要部分の展開図

新機能エリア、食堂の展開図を作成する

⑤ 照明計画図

新機能エリア、食堂の照明計画を作成し、配置計画図をもって提案する

⑥ 造作家具図

新機能エリア、食堂に設置すべき造作家具がある場合、配置計画図及び造作家具設計書をもって提案する

⑦ 什器備品計画書

配置する什器類をメーカー名・型番をもって提案する

⑧ サンクンガーデン

サンクンガーデンのコンセプトを作成し、そのコンセプトに基づいたリニューアル提案を２案作成する

⑨ ３Ｄパース

新機能エリア、食堂、サンクンガーデンを各１カット以上、計６カット作成する

⑩ 概算書

当該設計に従って施工した場合の概算見積書

※備品類、造作家具類等全てを含めた概算書とすること

（２）ミーティングの開催

２週間に１回程度、担当者へコンセプトの摺り合わせ・進捗報告・疑義解決のためのミーティング（オンライン可）を開催すること

７ 貸与品

（１）経済産業省厚生棟機能の再構築検討業務報告書

(2) 対象施設に関する情報（平面図など）

※機密性 2 以上文書にあたるため、契約締結者に対してのみ提供する。

8 基本設計書の作成・提出

(1) 基本設計に関する、上記 6. で作成したものを提出すること

報告書等の作成に当たっては、経済産業省と十分に協議を行い、必要な指示を受けること。費用が発生する場合は、請負者の負担とする。

(2) 他者の著作権の処理に当たっては、請負者の責任と費用において対処すること。

9 成果品及び納品先等

(1) 成果品

・報告書資料 印刷物 1 部及び電子データ

なお、報告書についてはMicrosoftWord、MicrosoftExcel、MicrosoftPowerPoint等当省で使用出来るソフトで作成することとする。

※電子データについては、編集可能なデータをCDまたはDVDに保存し、納品する。

(2) 納品先

経済産業省大臣官房厚生企画室

(3) 納入期限

令和 5 年 3 月 3 1 日

なお、6 業務内容 ②平面図のみ令和 5 年 2 月 1 4 日までに提出すること

10 成果物の帰属関係

(1) 本請負業務の履行により請負者が知り得たデータ、成果及び作成し経済産業省に納入した作成物の所有権・著作権（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条の権利を含む）は、すべて経済産業省に帰属するものとする。請負者は、著作者人格権の行使をしないこと。この規定は、請負者の従業員及び本委託遂行に当たり、再請負を行った場合の再請負先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(2) 作成等に当たり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、請負者の責任と費用をもって適正に処理すること。

(3) 作成物とは、請負者が経済産業省との協議の上に作成する一切の著作物等をいう。

11 再請負の取り扱い

(1) 本請負業務は、原則として第三者に下請負してはならない。ただし、あらかじめ書面により請負者と協議し、承認を得た事項については、この限りでない。

(2) この仕様書に定める事項については、請負者と同様に再請負先においても遵守するものとし、請負者は下請負先がこれを遵守することに一切の責任を負う。

12 支払方法

請負者は、納品し、経済産業省厚生企画室担当者の納品検査を受け、合格した後、対価を請求するものとし、経済産業省は、請負人から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

13 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

14 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国籍（※4）
情報管理責任者（※1）	A						
情報取扱管理者（※2）	B						
	C						
業務従事者（※3）	D						
	E						
下請負先	F						

（※1）受注事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

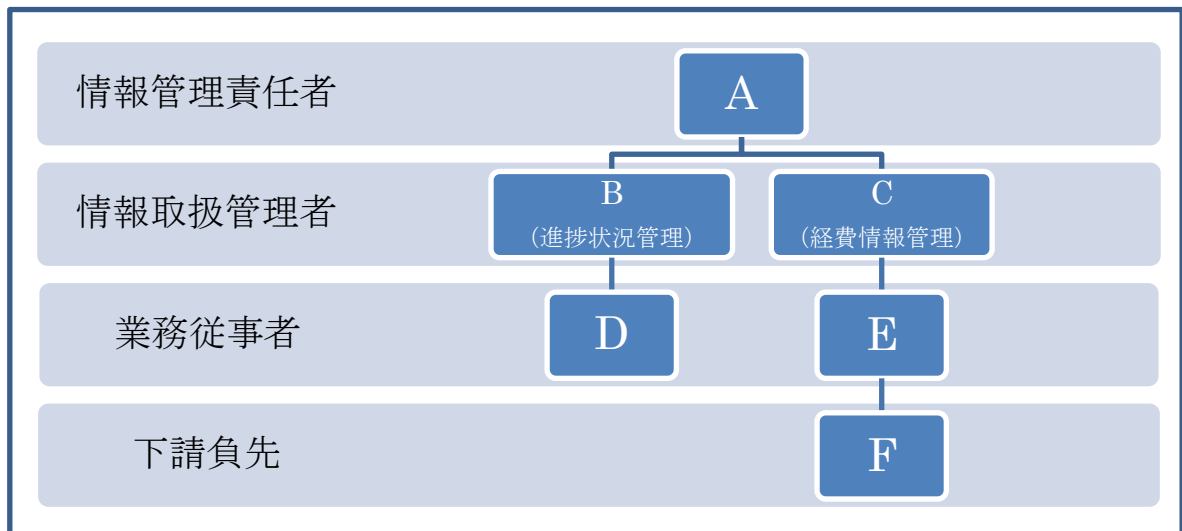
（※2）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※3）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※4）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。
(下請負先も含む。)
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

15 その他

- (1) 本事業を円滑に推進するため、事業の実施方針や進め方等について、経済産業省と十分に調整を図るとともに、経済産業省から申し出があった場合には、速やかに本請負業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 本仕様書の記載内容で、疑義が生じた事項については、その都度、経済産業省及び請負者の双方協議により定めるものとする。
- (3) 本契約の履行に係る経費は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (4) 本請負業務に当たり、請負者が第三者に損害を与えた場合は、すべて請負者の責任において、その損害を賠償しなければならない。この場合、請負者は経済産業省に対して一切の保障を請求することができないものとする。

16 担当官連絡先

経済産業省 大臣官房会計課厚生企画室

担当 剣持 幸次

E-mail refresh@meti.go.jp